

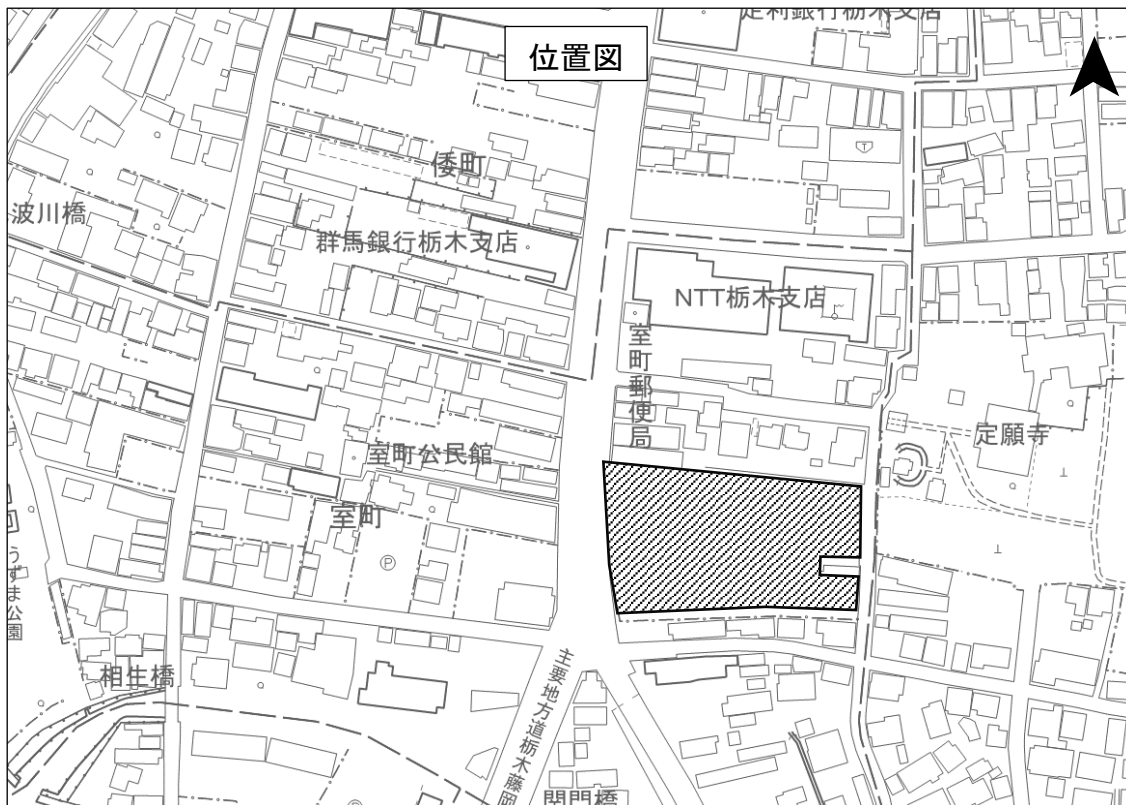
栃木市旧栃木警察署跡地土地利用方針

1. 目的

旧栃木警察署跡地は、中心市街地の重要な位置に立地しており、持続可能なネットワーク型のコンパクトシティの実現に向けて、まちなかの魅力と活力と賑わいの創出のため、土地利用方針を定める。

2. 旧栃木警察署跡地の概要

【所在地等】	・所在地：栃木市室町字室町 222 番 1 ・地 目：宅地（現況：宅地） ・面 積：5,144.15 m²（1,556.1 坪） ・所有者：栃木市
【用途地域等】	・用 途：商業地域 ・建蔽率：80% ・容積率：400%
【接道の状況】	・西 側：主要地方道 栃木・藤岡線 幅員 18.0m ・東 側：市道 11202 号線 幅員 6.4m
【供給施設等の状況】	・上下水道、電気、都市ガスを道路から引込みが可能
【留意事項】	・景観法に基づく届出 ・都市計画法に基づく開発許可 ・栃木市歴史的町並み景観形成地区に係る届出 ・栃木県屋外広告物条例に基づく届出



3. 土地利用方針

(1) 土地利用の基本的な方向性

「観光・交流拠点」

子どもからお年寄りまで世代を問わず、市民や観光客など、誰もが利用しやすい観光の起点となる、交流や出会いの場とする。

(2) 土地利用に関する基本的な考え方

ア 市による保有

旧栃木警察署跡地は市が保有し、公共機能については市が整備を行う。

イ 早期に整備する施設の考え方

公共機能については、早急に整備する。

ウ 段階的に整備を検討する施設の考え方

社会環境の変化に伴うまちづくりの多様な課題や経済情勢の変化に適応できるよう、土地の利用状況を踏まえ、民間活力を活用した事業手法を含めた段階的な利活用を検討する。

(3) 導入する機能

ア 早期に整備する機能

・公共機能 多目的広場、駐車場、トイレ、休憩施設

イ 段階的に整備を検討する施設

・複合施設（商業機能、観光機能、起業支援機能等）

(4) 土地利用の進め方

今後の整備や段階的な利活用の検討に当たっては、市民の意見を聞きながら進める。

問合せ：都市建設部 市街地整備課
担当： 荻原・須藤・佐藤
電話： 0282-21-2309